

7 消安第 8004 号  
令和 8 年 3 月 31 日

各関係団体の長（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき  
牛の管理者及び牛肉の販売事業等が行うべき事項の周知徹底に関する協  
力依頼について

平素より牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下「牛トレーサビリティ法」という。）の制度の推進に御理解と御協力いただき、ありがとうございます。

法に基づき、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、消費者の利益の増進等を図るため、牛の管理者には耳標の装着及び適正な届出が、牛肉の販売業者には特定牛肉への個体識別番号の表示及び帳簿の備付・保存が義務付けられているところです。

しかしながら、近年、生産農場等において、両耳の耳標が脱落した状態になっても耳標の再発行と再装着を速やかに行わず、再装着する際に牛を取り違える事例が発生し、法第 5 条に基づく催告や文書指導を行っています。

また、依然として特定牛肉の販売業者が個体識別番号の不表示や誤表示をし、法第 18 条第 2 項に基づき勧告した事例が発生しています。

このような違反行為の発生は、本制度の適正な運用に支障をきたすとともに、消費者に対する牛肉の生産・流通に係る信頼性を大きく揺るがしかねないと考えています。

国においては法の適正な運用を維持するため、法制度の周知に加え国内でと畜される全ての牛から DNA サンプルを採取するなど科学的手法を用いた監視を行っているところですが、上記の状況を踏まえ更なる法の周知が必要と考えており、都道府県へ協力を依頼するとともに、別添のとおり、地方農政局消費・安全部長についても周知等の対応を依頼したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員や関係事業者における牛の管理者や特定牛肉の販売業者等に対する更なる周知や情報提供を行っていただくよう、御協力をお願いいたします。

特に、販売に係る団体におかれましても、傘下会員のみならず販売先となる特定牛肉の販売業者等に対し、別添の資料を配布いただくなど、法の遵守に向けた周知に協力いただきますようお願いいたします。

## 別記

(公社) 中央畜産会会長  
全国肉牛事業協同組合理事長  
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長  
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長  
(一社) 酪農ヘルパー全国協会会長  
(公社) 畜産技術協会会長  
(公社) 全国和牛登録協会会長  
(一社) 日本あか牛登録協会会長理事  
(一社) 日本短角種登録協会会長理事  
(一社) 家畜改良事業団理事長  
(一社) 日本家畜輸出入協議会理事長  
(一社) 日本家畜人工授精師協会会長  
(一社) 日本ホルスタイン登録協会会長  
日本ジャージー登録協会会長  
(一社) 中央酪農会議会長  
全国農業協同組合連合会代表理事理事長  
ホクレン農業協同組合連合会会長  
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長  
全国酪農協会会長  
(公社) 日本食肉格付協会会長  
(公財) 日本食肉流通センター理事長  
(公社) 日本食肉市場卸売協会会長  
(一社) 日本食肉加工協会理事長  
(一社) 日本食肉協会会長  
(一社) 日本家畜商協会会長  
(一社) 全国肉用牛振興基金協会代表理事会長  
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長  
全国食肉事業協同組合連合会会長  
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長  
日本食肉流通センター卸売事業協同組合理事長  
全国食肉センター協議会会長理事  
協同組合日本飼料工業会会長  
(一社) 北海道酪農畜産協会会長  
(公社) 全国農業共済協会会長  
(公社) 日本獣医師会会長  
(独) 家畜改良センター理事長  
一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長  
一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長  
日本チェーンストア協会会長  
オール日本スーパーマーケット協会会長

# 牛トレーサビリティ制度とは

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)に基づき、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において、個体識別番号を正確に伝達することで、消費者に対して個体識別番号の提供を促進しています。

## 仕入れ・販売に係る帳簿の備付け・保存

### 特定牛肉の仕入れ・販売の帳簿を備え付けて保存してください

#### 帳簿の備付け・保存 例

- 納品書を保存



- 電子媒体で管理



記録は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存

#### 帳簿に記録する事項

**仕入れ** 仕入れた特定牛肉ごとに、個体識別番号(又はロット番号)、仕入れた年月日、相手先、重量

**販売** 販売した特定牛肉ごとに、個体識別番号(又はロット番号)、販売の年月日、相手先、重量  
※販売する相手が不特定かつ多数(消費者)の場合は不要

## 個体識別番号の表示

### 特定牛肉を販売するときは個体識別番号の表示が必要です

#### 表示すべき事項

個体識別番号(複数表示は50頭以下)又はロット番号(ロット番号の場合は、併せて問合せ先の表示が必要)

#### 個体識別番号・ロット番号の表示の方法

**卸売業者** 容器、包装、送り状等の見やすい場所に表示

**小売店** 容器、包装、店舗の見やすい場所に表示(送り状、販売伝票、納品書等への記載も可)  
※口頭のみでの伝達は不可

#### 個体識別番号・ロット番号の表示例

##### 部分肉ラベル



##### 精肉プライ斯拉ベル



##### プライスカードとボード表示

本日の販売商品

- 国産牛 個体識別番号 1111111111
- パラスライス ロット番号 BF1234
- 肩ロースうすぎり

○食品(肉) TEL 000-000-0000

※電話番号必須(HPアドレスも可)

色シールで商品と結び付け

**● 国産和牛 肩ロースうすぎり ¥580**

※ 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉で、枝肉・部分肉・精肉が該当します。(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く。)

**Q.** 部分肉からスライス商品を作り、その残りでカレー・シチュー用の商品を作りました。このような商品には、個体識別番号を表示する必要はありますか？

**A.** 個体識別番号の表示が必要です。

**Q.** タン(牛内臓)とロース(特定牛肉)との焼き肉盛り合わせ商品には個体識別番号は必要ですか？

**A.** タン(牛内臓)とロース(特定牛肉)の盛り合わせは、同種の混合であり生鮮食品です。このため、特定牛肉であるロースの個体識別番号を表示する必要があります。



陳列する その前に!! 確認しましたか?

# その商品の **個体識別番号**

- ⚠️ 牛肉をスライスしてパックする際に、ラベラーの個体識別番号の更新忘れ
- ⚠️ 店内に掲示していた個体識別番号の更新忘れ など

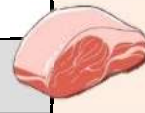


個体識別番号の表示の誤り、不表示が多数発生しています !!

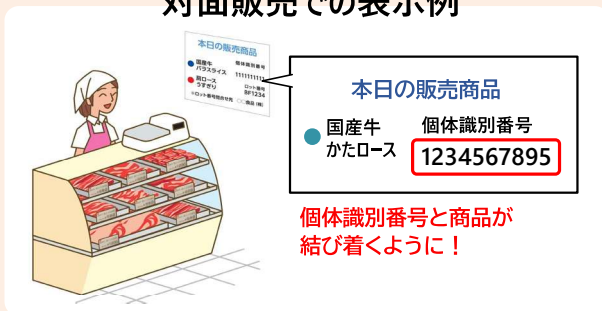
これらは、牛トレーサビリティ法違反となり、行政指導の対象となります！

## 部分肉に添付される計量ラベルの表示例

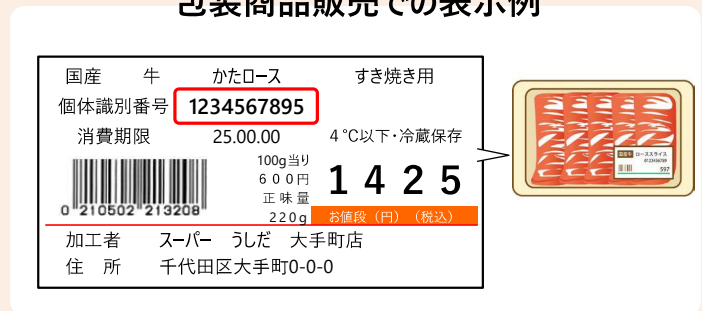
名 称		重量
国産 交雑牛	かたコース	10kg
消費期限	保存温度	
2025.00.00	4℃以下・冷蔵保存	
加工年月日	個体識別番号	
2025.00.00	1234567895	
加工者	千代田畜産(株)	
住 所	千代田区霞ヶ関 00-00-00	



## 対面販売での表示例



## 包装商品販売での表示例



## お問い合わせ先

北海道農政事務所 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-051-031	近畿農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-317-142
東北農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-796-110	中国四国農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-558-110
関東農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-087-110	九州農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-005-110
北陸農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-646-110	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課 ☎ 098-866-1672
東海農政局 米穀流通・食品表示監視課 ☎ 0120-242-110	農林水産省 消費・安全局 米穀流通・食品表示監視室 ☎ 0120-714-110 (ガイダンス番号 2)